

近江八幡市まちづくり地域自治振興条例（案）素案

（目的）

第1条 この条例は、学区の市民等が身近な課題を自主的に解決し、学区の個性を生かして自立的にまちづくりを行う住民自治組織の活動に関する事項の大綱を定めることにより、市と当該団体との間の基本的関係を明らかにするとともに、当該団体の民主的かつ効率的な活動の確保を図り、もって地域自治の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学区 おおむね小学校の通学区域を単位とする区域をいう。
- (2) 市民等 市民、事業者及びこれらのもので組織する団体をいう。
- (3) 地域自治 地区の市民等が、当該地区において自らの意思に基づき自らの責任においてまちづくりを行うことをいう。
- (4) 学区まちづくり協議会 地域自治を推進するため、学区の市民等により組織された団体をいう。

（市の役割）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市が本来果たすべき役割を重点的に担い、学区の市民等に関わる身近な課題解決のための活動はできる限り学区まちづくり協議会にゆだねることを基本として、学区まちづくり協議会との間で適切に役割を分担するとともに、学区まちづくり協議会に関する施策の実施に当たっては、自主性及び自立性が十分に発揮されるように配慮しなければならない。

2 市は、学区まちづくり協議会と、共に地域社会を支える当事者として積極的に協働関係を構築しながら、地域自治を推進するものとする。

3 市は、地域自治の振興に関する施策の実施について、必要な財政上の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

（学区まちづくり協議会の役割）

第4条 学区まちづくり協議会は、地域自治の振興を図るため、学区の市民等の意見、要望等を事業に反映させ、主体的に活動を行うものとする。

2 学区まちづくり協議会は、地域自治の振興について、学区の市民等の意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成及び資源の有効活用に積極的に努めるものとする。

3 学区まちづくり協議会は、その時々地域の課題に応じ、創意工夫を生かした実践的な活動の推進に努めるものとする。

4 学区まちづくり協議会は、地域の特性を生かし、調和のある地域社会の形成を推進するよう努めるものとする。

5 学区まちづくり協議会は、全市的な視点に立って、他の団体と相互に努めて協力するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、自主性及び自己の責任に基づいて、地域自治の活動に積極的に参画するものとする。

（事務の委任）

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、学区まちづくり協議会を代表する者に対し、事務の一部を委任することができる。

(学区まちづくり協議会の組織等)

第7条 学区まちづくり協議会は、地区の市民等の意思が十分尊重された組織で構成されなければならない。

2 学区まちづくり協議会は、組織及び運営に関する事項について、当該学区まちづくり協議会の会則(次項において「会則」という。)で定めるものとする。

3 学区まちづくり協議会は会則に定めるところにより、会長その他の役員を置くものとする。
(学区まちづくり協議会の名称及び事務所の位置等)

第8条 学区まちづくり協議会の名称、事務所の位置及び活動の対象区域は、別表のとおりとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

名称位置対象区域

近江八幡市公民館設置条例に定める公民館の対象区域とする。

近江八幡市まちづくり地域自治振興条例施行規則（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、近江八幡市まちづくり地域自治振興条例（平成17年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 学区まちづくり協議会

（会則）

第2条 条例第7条第2項に定める会則（以下単に「会則」という。）には、地域自治振興事業の実施に必要な組織及び運営に関する次の事項を定めるものとする。

- (1) 学区まちづくり協議会の最高議決機能としての総会の設置
- (2) 条例第7条第3項に定める会長その他の役員を選任方法及びその役割
- (3) 予算の編成並びに決算の調製及び報告
- (4) 前3号のほか基本的事項

（届出）

第3条 学区まちづくり協議会は、代表者、事務責任者等の必要事項を自治振興会届出書（様式第1号）に記載し、当該学区まちづくり協議会の会則及び役員名簿とともに市長に提出するものとする。

2 学区まちづくり協議会は、前項に規定する届出事項又は会則に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出るものとする。

（会議等の公開）

第4条 学区まちづくり協議会は、会議及びその保有する情報を広く地区の市民等に公開するよう努めるものとする。

（地域自治振興事業）

第5条 学区まちづくり協議会は、条例第4条に規定する役割を担うため、次の各号に掲げる事業（以下これらを総称して「地域自治振興事業」という。）に取り組むものとする。

- (1) 学区自治基本事業
- (2) 地域ふれあい交流事業（以下「交流事業」という。）
- (3) 地域ふれあい拠点事業（以下「拠点事業」という。）

（会計年度）

第6条 学区まちづくり協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。ただし、当該年度の決算において残額を生じたときは、これを繰り越すことができる。

第3章 地域自治振興計画

（計画の策定）

第7条 学区まちづくり協議会は、地域自治振興事業を推進するための3力年から5力年の中期計画（以下「地域自治振興計画」という。）を策定するものとする。

（計画の届出）

第8条 学区まちづくり協議会は、地域自治振興計画を策定したときは、地域自治振興計画届出書（様式第2号）により、市長に届け出るものとする。地域自治振興計画を変更したとき（市長が認める軽微な変更を除く。）も同様とする。

（事業計画の策定及び予算の編成）

第9条 学区まちづくり協議会は、単年度の事業計画の策定及び予算の編成においては、地域自治振興計画に基づいてこれを行うものとする。

第4章 まちづくり地域交付金

(交付金)

第10条 市は、学区まちづくり協議会に対して地域自治振興事業の実施に必要な財源としてまちづくり地域交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

2 市が一の学区まちづくり協議会へ交付する交付金の交付割合は、当該学区まちづくり協議会が行う事業費総額の80パーセント以内とする。

3 交付金の総額は、交付金の交付年度の前々年度における個人市民税決算額の5パーセント相当額とし、当該年度の予算で定めた額とする。

(交付対象外の事業)

第11条 地域自治振興事業のうち国又は県から直接補助金を受ける事業及び市からこの規則による交付金以外の補助金、交付金その他これらに類するものを受けた事業は、交付金の対象となる事業から除外するものとする。

(交付金の内容及び限度額の通知)

第12条 交付金は、次の各号に掲げるもので構成し、その対象経費は、当該各号に掲げるものとする。

(1) 基礎交付金 学区自治基本事業に要する費用及び学区まちづくり協議会事務局費

(2) 交流事業交付金 交流事業に要する費用

(3) 拠点事業交付金 拠点事業に要する費用

2 交付金の限度額の算定基準は、別に定める。

3 市長は、前項の算定基準により各地区の交付金の限度額を算定したときは、学区まちづくり協議会に当該限度額を内示するものとする。

(交付金の申請)

第13条 学区まちづくり協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、まちづくり地域交付金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)に第9条に定める事業計画その他必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付の特例)

第14条 市長は、第12条第3項の規定により算定した交付金の一部を翌年度以降に交付することを適当と認めるときは、当該事業に係る交付金について交付年度を変更して交付することができる。

(交付金額の決定及び通知)

第15条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付金額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、その旨をまちづくり地域交付金交付指令書(交付決定通知書)(様式第4号)により通知する。

(交付金の交付時期)

第16条 交付金の交付時期及び交付割合は、次のとおりとする。

交付時期交付割合

第1回目 5月交付決定金額の5割以内の金額

第2回目 10月交付決定金額の3割以内の金額

第3回目 12月交付決定金額の精算による金額

(事業実績報告)

第17条 学区まちづくり協議会は、会計年度終了後、速やかに地域自治振興事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出するものとする。

(未実施事業の報告及び交付金の調整)

第18条 学区まちづくり協議会は、予定していた交流事業又はふれあい拠点事業が実施に至らなかった場合は、地域自治振興事業未実施事業調書(様式第6号。以下「未実施事業調書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、未実施事業調書を受けたときは、当該事業交付金額相当額を次年度交付金から減額調整を行うものとする。

3 市長は、実績報告書により自治振興会が自主的に収入した財源の額が収入決算額から前年度繰越金を減じた額の20パーセントに満たないことを確認したときは、不足額を次年度交付金にて減額調整を行うものとする。

4 第14条の規定により交付金の交付年度を変更したときは、当該変更前の年度において交付金の交付があったものとみなして、前項の規定を適用する。

(交付金の交付決定の取消し)

第19条 市長は、学区まちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付金を地域自治振興事業以外の用途に使用したとき。

(2) 交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により交付金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、実績報告書の提出後においても適用があるものとする。

(交付金の返還)

第20条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、地域自治振興事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還は、次年度交付金において調整することができる。

第5章雑則

(財産の処分の制限)

第21条 学区まちづくり協議会は、地域自治振興事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは用途を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の全部若しくは一部を返還し、若しくは当該財産の耐用年数を経過した場合又は特に市長が承認した場合は、この限りでない。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)～様式第6号(第18条関係)は省略します